

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調査の縦覧 (農村整備課) 一

○道路の区域変更 (道 路 課) 二

○道路の供用開始 (同 課) 二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 二

○土砂災害警戒区域の指定 (同 課) 五

○令和元年度自衛官候補生の募集 (市町村課) 六

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (四件) (契約課) 六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 七

告 示

○宮城県告示第八百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二七〇〇七二六
事業所の名称及び所在地	ワインフォレスト七ツ森 大和町吉田字旦ノ原 三十六丁十五
指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援A型、就労継続支援B型
設置者名	社会福祉法人 やまとみらい福祉会
指定年月日	令和元年十月一日

○宮城県告示第八百三十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業広瀬沼地区において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和元年十月十八日

土地の表示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡
石巻市	広瀬	四工区	七八一三	田	田	二〇一
同	同	同	七八一七	田	田	二〇一
同	同	同	三四五	田	田	一、一八九
同	同	同	三八四	田	田	七八六
同	同	同	一一五	田	田	一、二六七
同	同	同	一五三	田	田	一、一八九
同	同	同	四九	田	田	一、一八九
同	同	同	九〇	田	田	六二五
同	同	同	九一	田	田	五六四

○宮城県告示第八百三十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等

補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を令和元年十月十八日から令和元年十一月一日まで縦覧に供する。

令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項		縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 石巻市渡波字佐須三十三番地二 須田 政吉 齋藤 伊平	加入区 石巻地区加 入区	漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出をする漁業協同 組合の名称 宮城県漁業協同組合 石巻地区支所
宮城県七ヶ浜町花測浜字上ノ山百九番地の一 寺沢 春彦 宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字向田六十一番地 齋藤 吉勝	七ヶ浜町加 入区	宮城県宮城県七ヶ浜 町花測浜字館下七十 五番地十一
		宮城県石巻市渡波字 佐須九十八番地二

○宮城県告示第八百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間

変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前 A	八・五	七七六・〇	上記 A、 B、C、D 及 び E は、関係 図面に表示す る敷地の区分 をいう。
後 B	九・四	六六〇・〇	
前 C	一一・六	四二六・〇	
後 D	八・一	五〇〇・〇	
後 E	一三・四	九二〇・〇	
前 A	八・五	七七六・〇	石巻市大谷川浜小浜山二番六地先から 同市大谷川浜二重坂七番四地先まで
後 B	九・四	六六〇・〇	
前 C	一一・六	四二六・〇	
後 D	八・一	五〇〇・〇	
後 E	一三・四	九二〇・〇	

○宮城県告示第八百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	石巻市大谷川浜小浜山二番六地先から 同市大谷川浜二重坂七番四地先まで	令和元年 十月十八日

○宮城県告示第八百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年十月十八日

佐須浜	大門崎	蛤浜沢	蛤浜1号沢	梅の木沢	弁天沢	サンファンパーク沢	祝田沢1	沢梨木畑2号	大浜沢	流留沢	大和田沢1号沢	牧山沢1-2	牧山沢1-1	滝の口沢2	沢大和田4号	半堂崎沢	区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象
石巻市渡波字佐須、字佐須藤ヶ崎（次の図のとおり）	石巻市湊字大門崎山、字隠里山、大門町三丁目（次の図のとおり）	石巻市折浜字蛤浜、字大清水、桃浦字蛤浜、字行屋入（次の図のとおり）	石巻市折浜字折浜、字竹沢、字卯ノ崎（次の図のとおり）	石巻市折浜字折浜、字竹沢（次の図のとおり）	石巻市渡波字佐須、字佐須藤ヶ崎（次の図のとおり）	石巻市渡波字大森、字仁田山（次の図のとおり）	石巻市渡波字大谷、字祝田の巻（次の図のとおり）	石巻市渡波字梨木畑（次の図のとおり）	石巻市渡波字大浜（次の図のとおり）	石巻市流留字赤坂、字赤坂前、字町、字家の前（次の図のとおり）	石巻市渡波字際、字際前、字早坂山、字転石山（次の図のとおり）	石巻市湊字草刈山、字御所入山、字中座峯山、国有林（次の図のとおり）	石巻市湊字草刈山、字御所入山、字中座峯山、国有林（次の図のとおり）	石巻市井内字磯田、字磯田山、字四番、字五番（次の図のとおり）	石巻市根岸字大和田、字新大和田（次の図のとおり）	石巻市真野字半堂崎、字半堂前（次の図のとおり）	区域の所在地
<p>建設物の規制に必要十分な衝撃に 関する事項</p> <p>次の図のとおり</p>																	
<p>縦覧場所 宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所</p>																	

宮城県知事 村井嘉浩

折浜	蛤浜の2	小島の3	小島の4	小島の5	赤坂の1	磯田の1	新大和田	吉野町の2	牧山の1	牧山の2	田町	仁田山	犬谷	日影山	小島の6	小島の7	半堂崎の2	鹿妻の4	鹿妻の5	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市折浜字折浜、字赤石崎、字梅木沢、字竹沢、字卯ノ崎（次の図のとおり）	石巻市桃浦字蛤浜、折浜字大清水（次の図のとおり）	石巻市真野字小島、字小島山（次の図のとおり）	石巻市真野字小島、字小島山（次の図のとおり）	石巻市真野字小島、字小島山（次の図のとおり）	石巻市流留字赤坂、字町（次の図のとおり）	石巻市井内字磯田、字磯田山、字五番（次の図のとおり）	石巻市根岸字新大和田、字坂上山（次の図のとおり）	石巻市吉野町三丁目、湊字大門崎山、湊町四丁目（次の図のとおり）	石巻市湊字牧山（次の図のとおり）	石巻市湊字牧山（次の図のとおり）	石巻市湊字田町、字館山、国有林（次の図のとおり）	石巻市渡波字仁田山（次の図のとおり）	石巻市渡波字神明、字祝田（次の図のとおり）	石巻市沢田字平形日影山（次の図のとおり）	石巻市真野字小島、字小島山（次の図のとおり）	石巻市真野字小島、字小島山（次の図のとおり）	石巻市真野字小島山、字半堂崎（次の図のとおり）	石巻市湊字鹿妻、字鹿妻山（次の図のとおり）	石巻市湊字鹿妻、字鹿妻山（次の図のとおり）	石巻市湊字鹿妻、字鹿妻山（次の図のとおり）

日本平	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区人來田二丁目、日本平（次の図のとおり）
鹿野本町	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区門前町、鹿野本町、茂ヶ崎三丁目（次の図のとおり）
生出前の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区茂庭字生出前（次の図のとおり）
山田山の1	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区山田字山田山（次の図のとおり）
山田山の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区山田字山田山（次の図のとおり）
上野山二丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区上野山二丁目（次の図のとおり）
長町越路	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区長町字越路（次の図のとおり）
境野辺田山	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町境野字弥平田（次の図のとおり）
長袋畑の1	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町長袋字畑（次の図のとおり）
長袋畑の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町長袋字畑（次の図のとおり）
濱井場	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町境野字濱井場（次の図のとおり）
人來田	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区人來田一丁目（次の図のとおり）
湯ノ辺田	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町長袋字湯ノ辺田（次の図のとおり）
白澤口の1	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町長袋字白澤口（次の図のとおり）
白澤口の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町長袋字白澤口（次の図のとおり）
館山原	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町長袋字館山原（次の図のとおり）
前山	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町長袋字前山、柴田郡川崎町大字本砂金字重九（次の図のとおり）
辺田山	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町境野字辺田山（次の図のとおり）
上戸	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町境野字上戸（次の図のとおり）
峠下	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区秋保町境野字峠下（次の図のとおり）

生出前の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区茂庭字生出前（次の図のとおり）
-------	---------	-----------------------

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
鹿妻沢	土石流	石巻市湊字鹿妻、字鹿妻山、鹿妻北3丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
折立沢	土石流	石巻市沢田字折立、字折立入山（次の図のとおり）	
梨木畑1号	土石流	石巻市渡波字梨木畑、字花立山（次の図のとおり）	
梨木畑3号	土石流	石巻市渡波字神明、字梨木畑（次の図のとおり）	
牧浜沢	土石流	石巻市渡波字祝田、字神明、字犬谷（次の図のとおり）	
祝田沢1・2	土石流	石巻市渡波字犬谷、字祝田の老（次の図のとおり）	
澤端の沢	土石流	仙台市太白区秋保町長袋字澤端（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
羽黒台の沢	土石流	仙台市太白区羽黒台、山田本町（次の図のとおり）	
向山の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区向山四丁目（次の図のとおり）	

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

(一) 男子 令和元年十月二十五日（金）まで

(二) 男子及び女子 令和元年十一月八日（金）まで

三 試験期日

(一) 男子 令和元年十一月三日（日）（令和元年十一月末～十二月入隊）

(二) 男子及び女子 令和元年十一月十六日（土）、同月十七日（日）（令和二年三月末～四月入隊）

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

岩沼市三色吉字水神十一番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市三色吉字水神七番地 金蛇水神社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 公用車両（大気環境測定車）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和元年七月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 グリーンブルー株式会社 神奈川県横浜市神奈川区西神奈川一丁目十四番十二号

五 落札金額 三千九百六十万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和元年七月二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 FMS実習装置 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和元年八月二十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 丸繁株式会社 宮城県仙台市宮城野区宮城野一丁目二十番十二号

五 落札金額 三千二百二十七万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和元年八月六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 公用車両（宮城県警察音楽隊用大型バス）一台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和元年九月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 宮城日野自動車株式会社 宮城県仙台市宮城野区扇町一丁目七番三十六号

- 五 落札金額 二千六百五十万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和元年八月六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 透過電子顕微鏡ほか 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年九月十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社東北サイエンス 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目十七番二十四号
- 五 落札金額 四千五百四十万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和元年八月六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置貸借（W3112）一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和二年二月一日から令和七年一月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等)対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―三三三五)へ令和元年十一月一日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二―二二―一七七一、内線二三三二)

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和元年十一月二十日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和元年十二月二日(月)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和元年十二月三日(火) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室
入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters December 2, 2019, 5: 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of computer terminal for the Miyagi Prefectural Police Wide Area Network System-1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters December 3, 2019, 10: 00 am

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 38-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232